

公共調達の現状について

平成23年1月12日

(社)日本道路建設業協会

公共調達の現状について

平成23年1月12日

(社)日本道路建設業協会

1. 公共事業費の拡大と着実な道路整備・管理の推進について

十数年来の公共事業費の削減が続く中、平成22年度には大幅に公共事業費が削減され、特に国発注の舗装修繕関係予算は半減するなど、道路建設業界を取り巻く環境は大手・中小を問わず大変厳しい環境に置かれている。

特に、将来にわたる社会資本整備・管理に対する明確なビジョンを欠いた予算削減は、道路建設産業に携わる大手・中小を含めた経営者に大きな不安をもたらしている。

大手企業においては、従来から全国に展開するアスファルトプラントの生産・販売といった地域に密着した産業構成の下、地域の道路建設業者と連携しつつ事業を開拓してきたところである。また、従来から排水性舗装や中温化舗装といった先進の道路舗装技術の研究開発を行い全国的な普及展開に努めてきた。しかしながら、こうして経営環境の下では、プラントの削減や技術開発部門のリストラをせざるを得ない状況に追い込まれている。

一方、地方の道路建設業者においても経営環境の悪化から廃業に追い込まれるところも出てくるなど、地域の除雪や災害時に欠かせない優良な道路建設業者が存続の危機にある状況にある。

このため早急に将来の道路社会資本の整備・管理に関する明確なビジョンを明らかにした上で、必要な予算を確保し業界の不安に応えて頂きたい。

2. 適切な維持管理水準の確保について

十数年来の道路管理予算の削減に加え、本年度の道路管理予算の大幅な削減により直轄国道等の管理水準は大幅に下げられている。

特に舗装修繕のレベルは、国道の存する地域条件や通過交通量、高規格道路としての機能の有無など道路の性格や使われ方といったこととは無関係に全國一律の考え方で管理することが求められている。

このため、地方の気候や風土とマッチせずさまざまな影響が出てきている。また、全般的な管理水準の切り下げにより、道路路面の歟掘れやひび割れなどの状態が悪化し積み荷への影響や自転車・二輪車の路肩走行時の安全性の面からも問題となっている。また、植栽の剪定や除草などの維持作業の切り下げは、歩行者の通行や視距の確保の面から問題である。

特に舗装修繕の遅れは、ひび割れ等からの雨水が路盤面に浸透し、将来路盤からの打ち替えが必要となるなど道路のライフサイクルコストといった面からも大きな問題となることが懸念される。

良好な道路の維持管理は、国民の生活や経済活動を支える上で基本的なシビルミニマムと考えられる。財政的な要請は理解するものの、社会福祉といった項目と比べても決して重要度で劣るものではない。先にも述べたPPP等の新たな制度といった面を含めて適切な道路の維持管理水準を確保できるような施策展開が必要である。

3. 公共工事の入札・契約制度上の課題

① 調査基準価格の引き上げについて

公共工事の競争入札においては、国土交通省の直轄工事を中心に価格以外の要素も取り入れた総合評価方式が主流になりつつある。このこと自体は、理念は良いものの実態から見てみると、技術的な要素ではほとんど差が付かないため、事実上価格要素で入札が決まることがほとんどである。そのため、落札結果は調査基準価格すれすれでの価格に集中する結果になっている。このため本社経費等を考えれば赤字受注になるなど企業の継続的な事業存続を図る上で大きな障害となっている現状にある。このため、調査基準価格の構成要素である一般管理費率を上げるなど、現在の基準価格を引き上げて頂きたい。

② 性能規定型入札制度の導入について

道路の維持修繕等の工事において、高い施工品質を確保しつつ効率的に実施するには、工事の平滑化を図るとともに出来る限り民間の知識ノウハウを活用できるように努める必要があり、そのため数年間にわたる性能規定型による一括発注など現在の会計法に縛られることない新たな入札制度を導入すべきである。

また、県市町村等の地方公共団体が管理する一定エリアの道路を複数年維持管理する道路管理は、財政的にも厳しく、また熟練技術者の不足するなど多くの課題を抱えている。

こうした地域において、道路を複数年にわたり包括的に維持管理するPPP事業は、今後大きく伸びる可能性を有している。こうした事業において、プラントを有し高度な維持管理技術を有する大手企業と地域の事情に通じた優秀な地方企業が連携して責任ある管理をしていくことが効率性の面からも必要であると考えている。

こうした事業分野の伸張を図るためにも、必要な制度改正と税財政分野における助成策を是非お願いしたい。

4. 技術者・技能者の育成とその活用について

① 舗装施工管理技術者制度の活用について

質の高い道路整備や道路の維持管理を行うためには、工事の計画・施工・品質管理といった各段階において、工事監理を行える優秀な人材の確保が欠かせない要件である。

特に、十数年前いわゆる「上請け」問題が課題であった道路建設産業においては、中央業者・地方業者を問わず一定の技術レベルを有する舗装監理技術者が不可欠ということで、「舗装施工管理技術者試験」が平成7年から制度化されたところである。現在までに1級・2級を含めて約5万9千人の有資格者が育っているところである。

(財)道路保全技術センターの事業廃止に伴い、平成22年11月から当協会において本制度を事業承継したところであるが、責任ある道路舗装工事を行うためには、本制度の資格者などを擁する優良な舗装業者を入れ・契約段階で優遇するなど本制度の利用を拡大していくことが重要である。

また、現在の技術革新の進展に合わせ有資格者においても絶えざる研鑽が必要なことは明らかである。そのため、CPD（継続教育）などの活用や定期的な資格更新の際の研修などを適宜行うことが必要である。

② 技術者認定制度の活用と入札契約での優遇について

建設業の労働条件・環境条件は、大変厳しいものがあり、若年者の建設業離れは顕著である。特に道路建設業は、連続する夜間作業・重交通での現場作業・引っ越しや転勤の多さなど更に厳しい状況にある。将来を背負って立つ若い技術者・技能者を確保していくためには労働条件や職場環境の改善が極めて重要である。特に職場環境に相応しい手当等の待遇改善が出来るようすることは喫緊の課題である。

また、下請けを含めて高度な技術を有する技術者・技能者の資格認定制度の活用とそれらの人材を有する企業の入札契約制度のなかでの優遇策を是非取り入れて頂きたい。